

「契約締結時の書面 兼 投資顧問契約書」
(店頭外国為替証拠金取引「マイメイト」)の一部改正について

下線部変更
(2024年4月22日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
I 投資顧問契約の内容 (省 略)	I 投資顧問契約の内容 (現行どおり)
② 当社の助言に基づいて、 <u>お客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、店頭外国為替証拠金取引「マイメイト」(以下、「<u>マイメイト</u>」といいます。)</u> の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。	② 当社の助言に基づいてお客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、店頭外国為替証拠金取引「マイメイト」(以下、「 <u>本取引</u> 」といいます。)の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
(省 略)	(現行どおり)
III クーリング・オフ適用期間経過後の契約の解除 クーリング・オフ適用期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、書面または電子メールにより契約の解除を申し出ることができます。 なお、投資顧問契約を解除すると全ての店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD 取引口座の解約となりますので、 <u>お取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。</u> ※ <u>マイメイトを除く、店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</u>	III クーリング・オフ適用期間経過後の契約の解除 クーリング・オフ適用期間経過後は、契約を解除しようとする日の1 <u>カ</u> 月前までに、書面または電子メールにより契約の解除を申し出ることができます。 なお、投資顧問契約を解除すると全ての店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD 取引口座の解約となりますので、 <u>店頭取引の口座から証拠金を全額出金する必要があります。</u> ※ <u>本取引を除く店頭外国為替証拠金取引、店頭CFD取引および取引所為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</u>
(省 略)	(現行どおり)
投資顧問契約書	投資顧問契約書
(省 略)	(現行どおり)
(助言の内容および方法) 第2条 当社は、 <u>マイメイト</u> において自動売買取引を行うに <u>あたり、「売買シグナルを提供する」こと</u> で <u>有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断の助言</u> を行います。	(助言の内容および方法) 第2条 当社は、 <u>本取引</u> において自動売買取引を行うに <u>当たり「売買シグナルを提供する」ことにより、助言</u> を行います。

<p>2 この投資助言サービスを提供する当社の担当者および当社への連絡方法は、次の各号の通りです。</p> <p>(1) 分析者・投資判断者・助言者 <u>佐伯 拓哉</u> (マーケティング部)</p> <p>(省 略)</p> <p>(投資助言報酬の額および支払いの時期等)</p> <p>第5条 本契約によりお客様が支払う投資助言報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとします。</p> <p>(1) 投資助言報酬の額</p> <p><u>マイメイト</u>における投資助言報酬の額は、1,000通貨のお取引ごとに1円 (税込) です。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>以上</p> <p>2023年11月13日</p>	<p>2 この投資助言サービスを提供する当社の担当者および当社への連絡方法は、次の各号の通りです。</p> <p>(1) 分析者・投資判断者・助言者 <u>マーケティング部</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(投資助言報酬の額および支払いの時期等)</p> <p>第5条 本契約によりお客様が支払う投資助言報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとします。</p> <p>(1) 投資助言報酬の額</p> <p><u>本取引</u>における投資助言報酬の額は、<u>0.1Lot (1,000通貨)</u>のお取引ごとに1円 (税込) です。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p>以上</p> <p>2024年4月22日</p>
---	---